

開催日時 令和08年03月03日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所	多摩中央警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 3名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち交通課長及び交通総務係長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 警察署協議会開催回数の変更について
 - (1) 変更内容
 - (2) 変更の趣旨
 - (3) 開催回数・時期の決定方針
- 2 管内の交通事故・特殊詐欺発生状況について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 交通事故情勢と自転車の交通事故防止対策について
 - ア 都内の交通事故情勢（令和7年）
 - (ア) 交通人身事故発生状況
 - (イ) 都内の年齢別死者数
 - (ウ) 都内の状態別死者数
 - イ 都内の自転車交通事故情勢（令和7年）
 - (ア) 自転車事故死者数の年別推移
 - (イ) 自転車事故の特徴
 - (ウ) 多摩中央管内自転車関与事故
 - ウ 管内重大交通事故発生状況（令和7年）
 - (ア) 乗用車と自転車の事故（重傷）
 - (イ) 自転車同士の正面衝突の事故（重傷）
 - (ウ) 大型トレーラーと自転車の事故（死亡）
 - エ 交通事故防止対策の取組結果（令和7年）
 - (ア) 自転車の安全利用の推進
 - ・警告カードによる交通指導取締り
 - ・自転車安全運転教育
 - (イ) 二輪車・貨物車に対する啓発活動
 - ・二輪車実技講習会の開催
 - ・ストップ作戦による交通安全運動と啓発活動
 - (ウ) 子供と高齢者の交通事故防止対策
 - ・交通安全教育の実施
 - ・広報啓発活動の推進
 - (エ) 道路環境整備
 - ・重大交通事故現場における道路環境整備
 - オ 交通事故防止対策の取組方針
 - (ア) 子供をはじめとする歩行者の安全確保
 - ・子供に対する保護誘導活動の強化推進
 - ・交差点違反に対する交通指導取締りの強化
 - (イ) 自転車に対するルールの理解と遵守の徹底
 - ・警告カードによる交通指導取締り
 - ・自転車安全運転教育
 - (ウ) 二輪車に対する啓発活動
 - ・通勤時間帯における二輪車ストップ作戦の実施
 - ・二輪車実技教室の実施
 - カ 自転車の交通反則通告制度について
 - (ア) 令和8年4月1日から開始
 - (イ) 交通反則告知書（青切符）により検挙される
 - (ウ) 16歳以上が対象
 - (エ) 軽微な違反は反則金を納付すれば刑事手続きにはならず前科もつかない
 - (2) 春の交通安全運動について

4月6日(月)から15日(水)までの10日間実施される

2 協議会からの意見要望等

(1) 高齢者の自転車事故が増加しているとのことであるが、高齢者に向けた啓発活動は実施しているのか。

【回答】市役所・高齢者指導員と協力して高齢者保護誘導活動や戸別訪問による呼びかけや自転車ストップ作戦を通じて自転車のルールの周知を行っている。また、地域コミュニティーを通じて自転車に関する交通安全講話も積極的に実施している。

(2) 免許を取らない若者が増えていると聞いたが、免許を持っていない者にどのようにして交通ルールを教えるのか。

【回答】自転車は、免許を持たない若者も同様に交通ルールを守って安全に通行することが求められるため、管内に所在する、小学校・中学・高校において、各学校の校庭で自転車運転安全教室を実施し、交通ルールと安全走行の実践的安全教育を実施している。また、スケアード・ストレイトによる交通事故の再現を通し、事故の衝撃や恐怖を体験させ、危険行為の防止と交通ルールの遵守を促す交通安全教育を実施している。その他、管内の大学で自転車ルールの啓発を行っている。

(3) 交通反則通告制度はなぜ、16歳から取締りを受けるのか。

【回答】義務教育を修了し交通ルールの知識があると見なされる年齢であること、原動機付自転車免許が取得可能になり、他の車両と一貫性を持たせることが理由である。

[その他の意見要望等]

1 多摩市一ノ宮四丁目の宝蔵橋から新明橋通りを進行する自転車の交通違反が多いが対応してほしい。

【回答】現場を確認後、次回協議会で回答する。

2 稲城市東長沼の南山地区(ヤオコー稲城南山店前交差点)に信号を設置してほしい。

【回答】当該信号機は既に交通管制課に上申済みで、今後設置予定。

3 稲城駅前交差点の歩行者用の信号が短いので青色表示を延長してほしい。

【回答】現場を確認後、次回協議会で回答する。

4 稲城市東長沼(市役所西交差点)付近の道路幅員が狭い道路に大型貨物車両が多数走行しているので規制をしてほしい。

【回答】現場を確認後、次回協議会で回答する。

その他

開催日時 令和07年12月03日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、地域課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 管内の情勢について
 - (1) 交通死亡事故の発生
 - (2) 特殊詐欺発生状況
- 2 地域警察官の制服について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 多摩中央警察署における地域警察活動について
 - ア 多摩中央警察署における地域警察の概況
 - (ア) 地域警察とは
主に交番やパトカーで勤務する、いわゆる「おまわりさん」のことであり、地域住民にとって一番身近な警察官
交替制勤務をしながら24時間地域の安全を守っている。
 - (イ) 交番、駐在所
多摩市には6箇所の交番と7箇所の駐在所がある。
稲城市には4箇所の交番と5箇所の駐在所がある。
 - (ウ) 管内の広さ
多摩、稲城の両市併せて約39km²あり警視庁で13番目の広さがある。
 - (エ) 主な業務
 - ・110番通報対応
 - ・巡回連絡
 - ・交番在所活動
 - ・警ら(パトロール)
 - イ 110番通報対応
23区内から110番通報をすると警視庁本部内の通信指令本部につながり、多摩地区内から110番通報をすると立川の多摩総合庁舎内の通信指令センターにつながる。
 - ウ 巡回連絡
 - (ア) 交番や駐在所の警察官が、家庭や事業所などを訪問し、地域の意見・要望を伺う
 - (イ) 身近で発生する犯罪の予防、事故防止に役立つ情報の発信
 - (ウ) 地域住民との交流を深める
 - エ 交番在所活動
 - (ア) 拾得届、遺失届の受理
 - (イ) 被害届の受理
 - (ウ) 各種相談受理
 - (エ) 地理案内
 - オ 警ら(パトロール)
治安維持、防犯等のため、地域を見回り、犯罪や事故を未然に防ぐ活動
警ら中に不審者を見つけた際は、職務質問を行うが、職務質問により薬物事犯や自転車盗等の窃盗事案の犯人を多く検挙している。
 - (2) 稲城南山地区の人口増加への対応
多摩丘陵の一部、約94ヘクタール、東京ドーム20個分を造成して商業施設、住宅等を建設中で令和11年3月までに計画世帯数2,550世帯、7,600人が居住する地区になる。また、今年3月にジャイアンツスタジアムが開業しているところ、令和9年には水族館の開業も予定されており、「南山地区」の今後ますますの人口流入が予想される。
 - ア 新住民との信頼関係の構築
 - (ア) 巡回連絡についての理解促進

- (イ) 警察業務に関する広報啓発活動
- イ 新住民に対する自助・共助の意識付け
- (ア) 南山地区において、防犯講話を実施し、住民の「自助」「共助」の意識を高めて地域の目による防犯力の向上を図る
- (イ) 地域住民の意見や要望を吸い上げるとともに警察活動と住民の方との「顔の見える関係」の構築
- 2 協議会からの意見要望等
- (1) 南山地区に居住者の増加が予想されるため、交番や駐在所を開設してほしい。
また、稲城市民は各種手続に多摩中央署まで行かなければならないため、稲城市に地区交番を作ってもらいたい。
【回答】稲城市からも同様の要望を聞いている。関係部署に要望、意見があることを伝えている。
- (2) 巡回連絡制度をもっと普及させてほしい。
【回答】南山地区に所在する商業施設の協力を得て、店舗敷地内に多摩中央署のブースを設置し、訪れた方に制度の説明と協力を依頼している。
今後も各地区での巡回連絡を継続していく。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第2回 多摩中央警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月01日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所	多摩中央警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 3名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、警備課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 令和7年秋の全国交通安全運動の実施について
- 1 実施期間
9月21日から30日までの間
 - 2 「交通安全フェスティバル in いなぎ」の開催（9月21日）
 - (1) Mr.マリックによる「交通安全超魔術ショー」
 - (2) 警視庁音楽隊によるコンサート

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 震災対策の推進について
 - ア 東京に係する巨大地震
 - (ア) 首都直下地震
今後30年以内に70パーセントの確立でマグニチュード7クラスの大地震が発生すると言われている。
 - (イ) 関東地震
現時点では関東大震災規模の地震の発生の可能性は切迫していない。
 - (ウ) 東海地震
いつ起きても不思議ではない。
 - (エ) 房総半島地震
発生の可能性があり、注意が必要
 - イ 首都直下地震発生時の被害
関東4都県（東京・神奈川・千葉・埼玉）の死者数は約2万3,000人、帰宅困難者は最大800万人と推定される。
（内閣府中央防災会議資料等から抜粋）
 - ウ 多摩直下地震発生時の被害
多摩市、稲城市で死者25人、建物は650棟近くが倒壊、火災消失等の被害を受け避難者、自力脱出困難者が多く出ることが予想される。
（東京都防災会議資料から抜粋）
 - エ 災害への基本的な考え方
 - (ア) 自分の身は自分で守る「自助」
 - ・防災グッズの準備
 - ・避難経路の確認
 - ・家族等との連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル「171」）
 - ・ハザードマップの確認
 - (イ) 地域で助け合う「共助」
 - ・近所の人と協力しての救助活動
 - ・高齢者や障害者の避難をサポート
 - ・地域の防災訓練への参加
 - (ウ) 公的機関の支援「公助」
 - ・警察・消防・自衛隊等による救助活動
 - ・自治体等からの物資の配布
 - ・避難所の開設
 - ・ライフラインの復旧
 - (2) 管内震災対策の問題点と対策
 - ア 問題点
 - (ア) 管内が広く、起伏も多いため被害状況の早期把握が困難
 - (イ) 急傾斜地の崩壊による建物被害、造成地の地滑り被害の発生
 - (ウ) 住民の高齢化、障害者等の災害要援護者の増加
 - イ 対策

- (ア) 多摩市と稲城市に防災コーディネーター（署員）を派遣し、情報共有
 - (イ) 自主参集した署員で救助部隊を編成し、被害情報・救助活動を実施
 - (ウ) JAF等の民間企業と重機提供協定を結び協力関係を構築
 - (エ) 交番で開催する「ふれあい連絡協議会」等での震災に関する広報啓発活動
- (3) 大震災発生時の交通規制
- ア 第一次交通規制
 - (ア) 東京都全体では環状7号線から都心方向への車両の通行禁止
 - (イ) 環状8号線から都心方向への車両の通行抑止
 - イ 第二次交通規制

被害状況により当署では、川崎街道、鎌倉街道、多摩ニュータウン通りの規制を行い緊急車両以外の車両の通行を禁止する。
- 2 協議会からの意見要望等
- (1) 共助の中、避難所等で起きるトラブルに警察は介入してくれるのか。
- 【回答】大規模な災害が発生すると、困りごとなどの相談を受ける部隊が各避難所を回る。各避難所に警察官の常駐はできないが、要請があれば個々の対応が可能のため相談していただきたい。
- (2) 災害対策について実施している広報啓蒙活動があれば教えてほしい。
- 【回答】各種キャンペーン会場で「地震の時はこうしよう」等の資料を配布して震災に対する広報啓発活動を実施している。また、警視庁公式「X」において災害対策課が各種情報発信をしている。
- (3) 多摩直下地震での多摩・稲城での死者数が25人となっているが、災害の被害者としては多いのか、少ないのか教えてほしい。
- 【回答】死者数は東京都が試算したものであるが、全体的に見ると少ない方である。
- (4) 被害状況（交通情報、土砂崩れ等）の情報を警察が集めて行政等と情報共有をすることだが、市民にも情報共有をしてほしい。
- 【回答】警察、消防や行政機関が知り得た情報は、マスコミを通じて発表するので、ラジオ等から情報を入手してほしい。各種SNSには間違った情報もあるので発信元を確認してほしい。

[その他の意見要望等]

私の経営する店舗で「地震の時はこうしよう」を配布したいので、いただくことはできないか。

【回答】店舗に置いていただき、広く広報をしていただきたい。在庫の確認をしてお渡しする。

その他

令和07年度 第1回 多摩中央警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月03日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 10名

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長及び会計課長の出席について、各委員から了承を得た

[業務説明]

- 管内の事件・事故発生状況について
- 1 交通事故発生状況について
令和5年11月から1年6ヶ月、死亡事故の発生はなく警視総監賞を受賞する。
 - 2 特殊詐欺の認知状況について
警察官をかたった被害が増えている。警察官が金銭を要求することはないので注意してほしい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 薬物・銃器事案の現状について
 - ア 違法薬物の現状
大麻や覚醒剤等の薬物で異常行動を起こす事件事故が増えている。
 - イ 違法薬物の検挙人員
過去5年の統計を見ると、覚醒剤の検挙が減少し、大麻の検挙が増えている。
 - ウ 薬物の入手ルート
SNSで隠語を使い取引をしている。
 - エ 最近の薬物情勢
若年層(30歳未満)を中心に大麻の乱用が拡大している。
 - オ 拳銃の押収状況
令和5年中、警視庁全体で遺品拳銃を含む103丁の拳銃を押収している。
 - (2) 各種違法薬物について
 - ア 大麻
(ア) 大麻施用(使用)罪が施行(令和6年12月12日施行)
(イ) 施用・所持・譲渡等 7年以下の懲役
(ウ) 合法化されている国もあるが、脳の成長を阻害したり、依存性はある。
 - イ 覚醒剤・麻薬
(ア) 使用・所持・譲渡等
・覚醒剤10年以下の懲役
・麻薬7年以下の懲役
(イ) 海外からの密輸が9割を占める。
(ウ) 麻薬の原料となるケンヤ大麻は自生していることがある。
 - (3) 薬物乱用の結果
 - ア 薬物依存
精神的・肉体的依存により薬物なしで生きられない体になる。
 - イ 乱用によるリスク
(ア) 薬理作用により精神的・肉体的にダメージを受ける。
(イ) 風評により自分だけでなく家族等も傷つける。
(ウ) 社会生活に多大な影響をもたらすことがある。
 - (4) 事件検挙状況
 - ア 大麻栽培事案検挙(令和6年5月)
 - イ 薬物密売事件検挙(令和6年10月)
 - ウ 拳銃所持事件検挙(令和6年6月)
 - (5) 広報啓発活動
 - ア 各種学校における薬物乱用防止講義
 - イ イベント等における啓発キャンペーンの実施
 - ウ YouTube等SNSを利用した啓発映像の配信
- 2 協議会からの意見要望等

- (1) 子供達にもっと薬物の啓発活動をしてほしい。
【回答】以前は薬物乱用防止教室を高校生から実施していたが、いろいろな情報に接する年齢が低年齢化してきたことから、現在は小学校から実施している。今後も引き続き各種機会を利用して実施していきたい。
- (2) 合法ドラッグと呼ばれるものがあると聞いたがどのようなものか教えてほしい。
【回答】違法薬物の成分を少し変えたものであるため、合法ではなく脱法と言うのが正しい。厚生労働省が成分を鑑定して違法薬物と指定しているが、さらに成分を少し変えたものが出回るのが現状である。
- (3) 広報啓発のポスター等があると聞いたが見掛けたことがない。もっと管内の企業に働きかけをしてほしい。
【回答】今後は各企業を回ってポスターの掲示について協力依頼をしていきたい。

[その他の意見要望等]

- 聖蹟桜ヶ丘駅前商業ビルに集客力のあるテナントが入ると聞いているが、利用客による交通渋滞や駐車場問題が懸念されるがどのように対応するのが教えてほしい。
【回答】大規模小売店などが新規にできる際は事前に駐車場の設置等について指導している。既存の建物のテナント変更の場合、物理的に駐車場を拡張するなどできないため、テナント事業者等と協議して警備員の配置や案内看板等を設置するなどして対応している。

その他

令和06年度 第4回 多摩中央警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月14日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所	多摩中央警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 4名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長、交通課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 交通人身事故発生状況（令和6年）
 - (1) 警視庁管内
発生3万103件
(死者数146名、重傷者1,924名、軽傷者3万1,324名)
 - (2) 多摩中央署管内
発生480件
(死者数0名、重傷者23名、軽傷者517名)
- 2 交通違反取締状況
 - (1) 交通違反取締り件数（令和6年上半期）
約2,700件（前年同期比+8%）
 - (2) 違反取締り内容の特徴
ア 幹線道路の交わる交差点、駅周辺における取締りが増加
イ 歩行者妨害、指定場所一時不停止違反の取締りが増加
 - (3) 速度超過による死亡事故率（警視庁全体）
規制速度超過による死亡率は超過なしの9.2倍

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 春の全国交通安全運動について
ア 実施期間
4月6日～15日
イ 当署の取組
(ア) 稲城市交通安全ローラー作戦
交通安全協会と協力し、各戸のポストにチラシを配布
(イ) せいせき桜祭りにおける交通安全啓発活動
交通安全パレード及びキャンペーン実施
(ウ) 各種イベントにおける広報活動
・ 自転車ヘルメットの着用促進
・ 反射材の配布
(エ) 二輪車実技講習会の実施
・ 管内の自動車教習所のコースを利用した実技講習会
・ ヘルメットの着用方法の確認、胸部プロテクターの着用促進
(オ) トワイライト・オン運動の推進
・ サインカーを活用した広報
・ 検問時のドライバーへの注意喚起
(カ) 交通安全講話の実施
・ 管内の高校や大学の協力を得て若年層に対する注意喚起
・ 高齢ドライバーに対し、注意喚起のチラシを配布
 - (2) 令和7年警察署速度取締指針について
ア 管内の重点路線
(ア) 本部指定
(イ) 警察署指定
イ 重点路線における警察活動
(ア) 速度取締り
(イ) パトカーや白バイによる赤色灯点灯走行等の警戒活動
(ウ) その他交通事故に直結する交通違反の取締り
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 南多摩尾根幹線道路での取締り件数が少ない理由について教えてほしい。
【回答】年間を通じて取締りを実施しているが、信号の設置状況や道路環境も影響し

て反則告知に至らないこともある。引き続き交通事故防止に資する取締りを推進していきたい。

(2) 南多摩尾根幹線道路で発生している事故の特徴について教えてほしい。

【回答】信号待ちの渋滞時の追突事故や車両相互の出会い頭の事故が多い。

(3) 駐車監視員以外にも、駐車違反の取締りを行っている警察官がいるのか教えてほしい。

【回答】駐車監視員は取締り活動のガイドラインに沿った取締りを行うが、警察官はガイドラインにおける取締り重点場所等以外においても取締りが可能であり、交通課員や地域課員が取締りをしている。

(4) イヤホンをつけて自転車を運転する行為の取締りをした事例があるのか教えてほしい。

【回答】イヤホンを使用する行為自体は違反に当たらないが安全運転に必要な音が聞こえない状態で運転する行為が違反に当たる。昨年は警視庁全体で4件のみであり、多摩中央警察署ではなかった。違反を看過せず指導・警告をしていくとともに中学校や高校等での交通安全教育の場で啓発をしていく。

(5) 多摩センターでも桜祭りで行ったパレードのような取組はないのか。

【回答】多摩センターでのパレードの予定はないが、トワイライト・オン運動や駅周辺の酒類提供飲食店におけるハンドルキーパー運動を展開している。

[その他の意見要望等]

1 免許不要等と広告されている電動バイクは合法的な乗り物であるのか教えてほしい。

【回答】個々の車体を確認しなければ判断できない。いわゆるモペットと言われるペダル付き電動バイクは運転免許を要し、ナンバープレートの装着と保険加入が義務づけられている。インターネット等で「免許なしで走行できる」等の広告が出ていても確認する必要がある。

2 末尾が「0110」の警察の番号から電話がかかってくる詐欺の手口があるが、どのように対処すればいいのか教えてほしい。

【回答】電話を折り返すよう伝える方法がある。本当に警察官からの電話であれば連絡先を回答するため、折り返して確認することができる。警察から金銭を要求することはないので金銭の要求があれば詐欺電話だと思ってほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 多摩中央警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月11日 午後02時00分～午後04時15分

開催場所 多摩中央警察署 講堂

出席者 協議会委員 7名
署長ほか 10名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長及び会計課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

特殊詐欺の被害状況

- 1 東京都全体の被害状況
- 2 多摩中央署（多摩市・稲城市）の被害状況
 - (1) 被害認知件数
発生40件、うち30件（75%）が多摩市で発生
 - (2) 被害額
約1億4000万円で昨年の2倍
 - (3) 手口別の被害状況
 - ア オレオレ詐欺が45%を占める。
 - イ 還付金詐欺・架空請求詐欺が35%

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺等に対する取組
 - (1) 特殊詐欺の手口
 - ア オレオレ詐欺
 - イ 還付金詐欺
 - ウ 架空料金請求詐欺（サポート詐欺）
 - (2) 特殊詐欺以外で注意すべき手口
 - ア ロマンズ詐欺
 - イ SNS型投資詐欺
 - (3) 情勢に対応した広報啓発
 - ア 地域への直接的アプローチ
 - (ア) 街頭デジタルサイネージ
 - (イ) 駅の電光掲示板
 - (ウ) 広報誌やチラシの配布
 - (4) 未然防止と犯人検挙
 - ア 未然防止の意識向上
 - (ア) 令和6年中30件の被害を未然防止
 - (イ) コンビニや銀行での未然防止が多数
 - (ウ) 防止した方に対する感謝状贈呈
 - イ 「だまされたふり作戦」による犯人検挙
 - (5) 「BAN」闇バイト対策
 - ア 若い世代に対する広報啓発
管内大学の学園祭における防犯教室
 - イ 現役大学生とのコラボキャンペーン
駅前イベント等でのチラシ配布
 - ウ ケーブルテレビでのメッセージ配信
当署防犯係長が出演して注意喚起
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自動通話録音機の貸出し制度は続いているのか。
【回答】 現在も市が購入して警察署に配分した録音機を貸し出している。
 - (2) 被害額が昨年から倍増した要因等について教えてほしい。
【回答】 被害額の増加は全庁的な傾向で、当署では1,000万円以上の高額被害が増えたことも要因
 - (3) 被害の75%が多摩市で発生している原因は何か。
【回答】 稲城・多摩市の75歳以上の高齢者の70%近くが多摩市に居住しているため、被害件数も多いと考えている。
 - (4) 高齢者に向けた対策について教えてほしい。

【回答】 高齢者の集まる会合や場所で、防犯講話等の情報発信を行っている。

[その他の意見要望等]

1 クレジットカード被害について

(1) カード情報の流出被害について、警察の取組を教えてください。

【回答】 ・ 各種イベント、自治会の会合、学校講話等で広報啓発チラシを配布
・ 警視庁ホームページでの広報啓発CMの放映

(2) 被害に遭った際の対応について教えてください。

【回答】 ・ クレジットカード会社による補填が可能な場合がある。
・ カード会社への届出には警察の相談受理番号が必要となるので、被害に遭った際は、まず警察に相談していただきたい。

2 連光寺、聖ヶ丘地区で空き巣の被害が多いようだが、詳細を教えてください。

【回答】 (被害の状況)
・ 本年10月頃から空き家を狙った泥棒が10件弱発生
・ 主に一軒家の空き家が狙われ、一階窓が破られて侵入されている。
(対策の実施)
・ 被害現場を中心に広範囲にわたり防犯カメラを回収・解析
・ 夜間帯のパトカーや制服警察官による警戒・職務質問の徹底
(犯人の検挙)
・ 職務質問により、バールを正当な理由なく所持していた者を逮捕
・ 逮捕した者と本件との関連性は未だ不明だが、今後捜査を推進したい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年09月10日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 10名

内 容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長及び会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

本年上半期の交通事故発生状況について

- 1 交通人身事故発生状況
 - (1) 発生件数
 - (2) 事故の発生傾向
- 2 交通死亡事故について
 - (1) 死亡事故の特徴
 - (2) 年代別の割合
 - (3) 高齢者の事故
 - (4) 歩行者の違反の有無
- 3 自転車死亡事故の特徴
 - (1) 年代別の割合
 - (2) 自転車運転者の違反の有無
 - (3) ヘルメット着用の有無と致死率の比較
- 4 昨年の管内における交通死亡事故
 - (1) 警視庁平均との比較
 - (2) 二輪車(オートバイ・自転車)の関与率

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
秋の全国交通安全運動に向けた取組
 - (1) 高齢者の交通事故防止
 - ア 商業施設や駅周辺における広報啓発活動
 - イ 靴や携行品への反射材の貼付
 - (2) 子供の交通事故防止
 - ア 年齢に応じた交通安全教室の実施
 - イ スケアード・ストレートの活用
 - (3) 自転車用ヘルメット着用推進キャンペーン
 - ア ヘルメット着用効果の実証実験
 - イ 自転車用ヘルメットの種類
 - (4) 二輪車の交通事故防止
 - ア 教習所を利用した二輪車実技教室の開催
 - イ 二輪車用プロテクター、エアバッグの活用
 - ウ 交通安全フェスティバルの開催
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 交通安全運動期間中、交差点にテントはどのくらい設置されるのか。
【回答】多摩、稲城両市の主要交差点各4か所、計8か所に設置する。
 - (2) 反射材のシール等はどこで入手できるのか。
【回答】ホームセンター、100円ショップ等で購入でき、交通安全キャンペーン等でも配布しており、交通課に在庫があればお渡しできる。
 - (3) 自転車は誰でも気軽に乗れるが、ルールを知る機会を増やすべきではないか。
【回答】・ 幼稚園、小・中学校等の教育現場で、交通安全教室を実施している。
・ 署員が企業に赴いて社会人向けの交通安全講習会を実施している。
・ YouTube等の警視庁公式SNSで情報を発信している。
 - (4) 自転車が車道を通行する場合、子供の年齢制限等はあるのか。
【回答】・ 自転車は車道通行が原則だが、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等は歩道を通行することができる。
・ 「自転車歩道通行可」標識があれば年齢に関わらず歩道を走行できる。
・ いずれの場合にも、歩道では歩行者の通行が優先される。

[その他の意見要望等]

道路を工事する際の時間制限はあるのか。

- 【回答】
- ・ 道路工事に原則時間制限はなく、終日工事することが可能である。
 - ・ 幹線道路で大規模な工事を行う場合、渋滞等社会生活に影響が生じることから、申請者と協議の上、時間を指定するなど条件を付して道路使用を許可している。
 - ・ 深夜に大きな音の出る作業を実施しないように指導している。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年06月12日 午後02時05分～午後04時25分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 10名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回協議会における要望に対する検討と改善結果

- 1 協議会の意見
 - 稲城市百村の神化（じんが）児童公園前北側交差点横断歩道の見直し
- 2 検討と改善
 - (1) 検討内容
 - ア 児童公園に面し歩車分離のない裏路地同士が交差する、信号機の設置のない交差点である。
 - イ 横断歩道及び停止線が交差点の手前に標示され、車両が停止線で一時停止しても交差道路の見通しが悪く、安全確認ができないため、停止線で停止せず横断歩道まで進行する車両が多い。
 - ウ 横断歩道が、交差点奥へとクランク状に標示されているため、横断歩道上を通過せず、交差点の最短距離を通過する歩行者がいる。
 - (2) 改善結果
 - ア 横断歩道及び停止線を交差点方向に移動
道路管理者の稲城市との協議して移動させ、交差点のコンパクト化により、停止線から交差点内の視認が容易になった。
 - イ 歩行者の安全な通行
横断歩道を移動し、歩行者の歩行導線が直線的になったことにより、横断歩道上を歩行者が通行するようになった。
 - (3) 現場確認
違反取締りを随時実施するとともに、交差点を改良したことによる交通の流れの変化を確認する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - 地域警察の概要について
 - (1) 地域課の体制
 - ア 施設・装備
 - (ア) 交番 10か所
 - (イ) 駐在所 12か所
 - (ウ) 地域安全センター 1か所
 - (エ) 警ら用無線自動車 5台
 - イ 人員
 - (ア) 警察官 約150名
 - (イ) 会計年度職員 約20名
 - (2) 地域課の主な活動
 - ア 街頭警察活動
 - (ア) 立番警戒
 - (イ) 警ら
 - (ウ) 交通取締り
 - (エ) 巡回連絡
 - (オ) 職務質問
 - イ 地域との連携
 - (ア) ふれあい連絡協議会
 - (イ) 緊急手配ネットワーク
 - (3) 若手警察官の育成
 - ア 警察学校での各種教養訓練
 - イ 警察署での指導育成
- 2 警察署協議会からの意見要望等

- (1) 巡回連絡について、各家庭や事業所等を訪問する頻度の規定はあるのか。
 【回答】・一般家庭は2年に1回、会社等の事業所は4年に1回と規定されている。
 ・居住者が把握できていない世帯を優先している。
- (2) 私有地内への自転車等の不法投棄は、交番等へ相談して良いのか。
 【回答】・交番、駐在所及び警察署において受理する。
 ・自転車の場合、盗難の被害品であるか確認し、被害品であれば刑事手続上の措置をとる。
- (3) 稲城市立第二中学校のプールが、敷地の外から見えるので、写真を撮ったり、のぞき見したりする人がいないか心配だが、どこに相談すれば良いか。
 【回答】・交番や駐在所に相談してほしい。
 ・スクールサポーターを通じて学校施設の改善を申し入れる。
 ・担当の交番勤務員やパトカーによるパトロールを強化する。

[その他の意見要望等]

- 防犯カメラ設置件数は、どのくらいか。
 【回答】・自治体が約300台の街頭防犯カメラを設置している。
 ・コンビニや個人宅については約3,800台の設置を把握している。

その他	会長が、第九方面区内警察署協議会代表者会議（5月15日）の結果について、各委員に発表した。
-----	---

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。